

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

➤ **教育・保育を一体的に行う施設**で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ① 就学前の子どもを、**保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能**
- ② 子育て相談や親子の集いの場の提供等**地域における子育ての支援を行う機能**

「認定こども園」の類型

幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園
(学校かつ児童福祉施設)

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型認定こども園

幼稚園 (学校) | **保育所機能**

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型認定こども園

幼稚園機能 | **保育所** (児童福祉施設)

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型認定こども園

幼稚園機能 + 保育所機能
(認可外保育施設等)

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

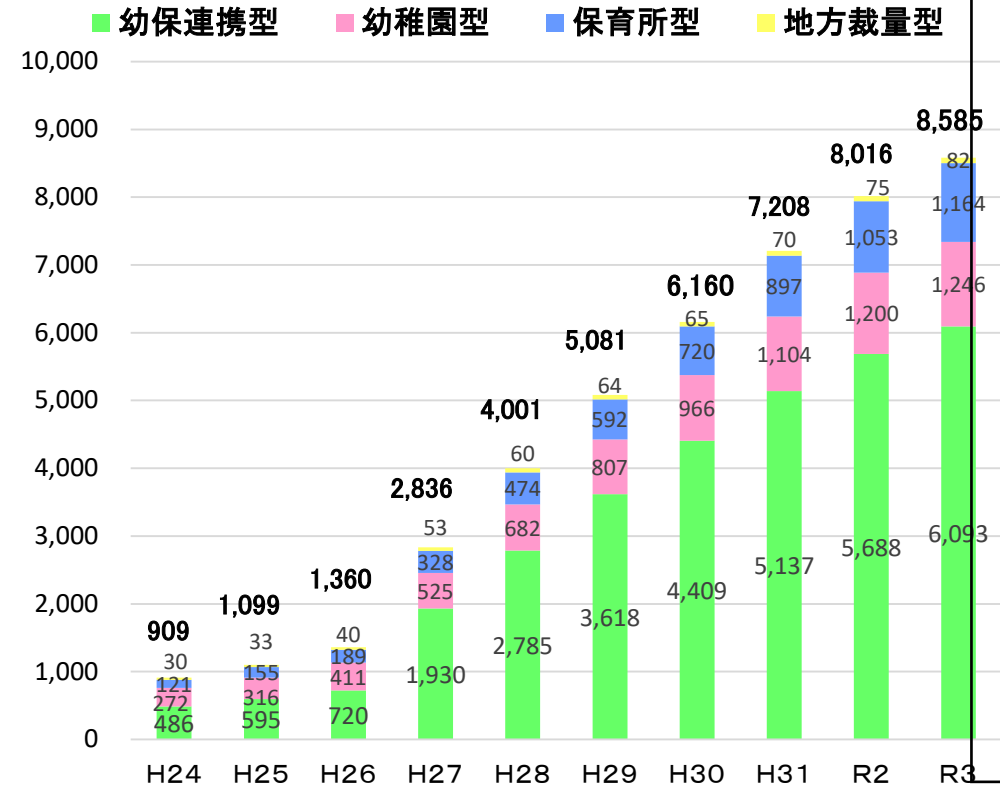
(子ども・子育て本部調べ (令和3年4月1日現在))

園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
8,585 R2 (8,016)	6,093 (5,688)	1,246 (1,200)	1,164 (1,053)	82 (75)

【参考】保育所：31,238園（保育所型を含む）、幼稚園：9,418園（幼稚園型を含む）

認定こども園数の推移

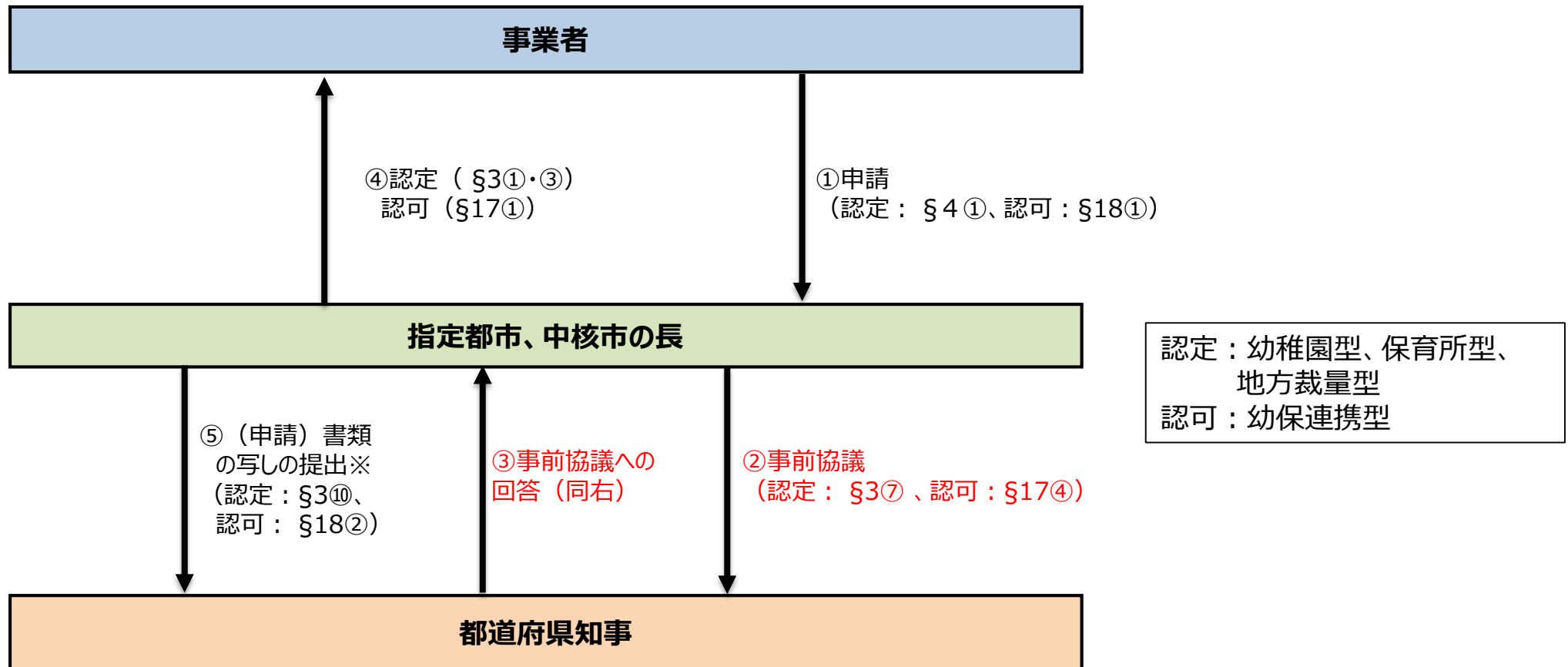
※棒グラフ下から



条例番号7:認定こども園に係る認可・認定の事前協議廃止及び保育関係施設・事業の変更届出事項を

指定都市等が私立認定こども園を認可・認定する際の都道府県知事への手続き

- 認定こども園は、市町村域を超える利用が想定される場所であり、施設の適正配置等を担保する観点から、都道府県知事が広域的な見地に立って連絡調整を行いつつ、域内の需給状況を踏まえて、私立施設の認可・認定に関与する必要がある。
- このため、指定都市等の長が認可・認定を行う際には、都道府県知事への事前協議を必要としているもの。



52

注：条項番号は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。いわゆる「認定こども園法」）のもの

※都道府県区域内の利用者の利便性を図るために、都道府県知事が域内の情報を一括して集約し、公表することとされている（認定こども園法第28条）ことから必要とされているもの。

(参考①) 指定都市等が私立認定こども園を認可・認定する際の基準

- ①施設に関する要件、②設置者に関する要件を満たすと認める場合には、原則として認可・認定をするものとされている。ただし、供給過剰による需給調整が必要な場合には、認可・認定をしないことができる（認定こども園法）。

①施設に関する要件

※具体的な要件は、認定こども園法が定める基準に従い、かつ、主務大臣が定める基準を参酌して指定都市等の条例で定める。

- ・幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと（幼稚園型認定こども園の場合）など
- ・施設の設備及び運営に関する基準

②設置者に関する要件

※具体的な要件は、認定こども園法第3条第5項や第17条第2項に規定

- ・欠格事由に該当しないこと など

需給調整が必要な場合

※具体的な要件は、認定こども園法第3条第8項や第17条第6項に規定

- ・当該指定都市等が市町村子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育提供区域において、1号、2号又は3号認定子ども（※）のいずれかについて、以下の状況に既になっているか、認可・認定によってなると認めるとき など

$$\left[\text{特定教育・保育施設の利用定員の総数} > \text{特定教育・保育施設の必要利用定員総数} \right]$$

※ 1号認定子ども：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

※ 2号認定子ども：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

※ 3号認定子ども：満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(参考②) 関係条文

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）〈抄〉


（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）

第三条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）を除く。）は、その設置する幼稚園又は保育所等が都道府県（当該幼稚園又は保育所等が指定都市等所在施設（指定都市等の区域内に所在する施設であって、都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する施設以外のものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、当該指定都市等）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該幼稚園又は保育所等が指定都市等所在施設である場合にあっては、当該指定都市等の長）（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事又は指定都市等の長の委任を受けて当該都道府県又は指定都市等の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあっては、都道府県又は指定都市等の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。

2（略）

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県及び指定都市等を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県（当該連携施設が指定都市等所在施設である場合にあっては、当該指定都市等）の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（当該連携施設が指定都市等所在施設である場合にあっては、当該指定都市等の長）の認定を受けることができる。

4・5（略）

 都道府県知事は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない。

7 指定都市等の長は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

8・9（略）

10 指定都市等の長は、第一項又は第三項の認定をしたときは、速やかに、都道府県知事に、次条第一項に規定する申請書の写しを送付しなければならない。

11・12（略）

（設置等の認可）

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2・3（略）

4 指定都市等の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならない。

6・7（略）

（都道府県知事への情報の提供）

第十八条 第十六条の届出を行おうとする者又は前条第一項の認可を受けようとする者は、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

2 指定都市等の長は、前条第一項の認可をしたときは、速やかに、都道府県知事に、前項の書類の写しを送付しなければならない。

3（略）